

○香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

令和8年1月26日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）第19条の規定に基づき、浄化槽設置整備事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図るため、市が交付する浄化槽設置整備事業に係る補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 対象家屋 専用住宅・店舗等の併用住宅又は前記の住宅の生活排水に相当する汚水を排出する家屋で市長が認めるもの

2 前項によるもののほか、この告示における用語の定義は、浄化槽法及び関係法令の規定による。

(補助金の交付)

第4条 市公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域以外の区域で、市の区域の全域において、浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合するもの
- (2) 浄化槽の機能は、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上で、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の性能を有するものであって、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽（処理対象人員10人槽以下）にあっては、同指針に適合し、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき登録されたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201

号) 第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者

- (2) 対象家屋を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 浄化槽法に違反した行為があつて2年を経過しない者、同法上の権限を有する行政官から補助対象としないよう要請があつた者
- (4) 建売住宅・モデルハウス等営業用建築物を設置する者
- (5) 店舗等との併用住宅において、住宅部分の床面積が2分の1未満のものを設置する者
- (6) 香美市税等及び高知県税の滞納がある者
- (7) 家屋の新築若しくは増築をする際に浄化槽を設置する者又は既設の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの
 - ア 他の市町村からの転入又は同一市町村の下水道等の集合処理施設に接続している家屋からの転居により家屋を新築する場合、子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合
 - イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合
- (8) 主たる生計の場として居住しない別荘等に設置する者

3 補助対象経費は、第1項の浄化槽（付帯設備含む。）の設置工事費に要する費用とする。（以下「補助対象経費」という。）

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、別表の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽工事費見積明細書
- (3) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- (4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあっては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 浄化槽工事請負契約書の写し
- (7) 対象家屋を借りている者は、賃貸人の承諾書

(8) 浄化槽工事業の登録通知の写し又は特例工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し（昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、国土交通大臣及び厚生労働大臣の指定した「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」の終了証書の写し）

(9) その他市長が必要と認める書類（特に、集合合併処理浄化槽にあつては、事前に指示を受けること。）

2 市長は、予算の円滑かつ計画的な執行を図る観点から、前項の申請書の提出について調整するため、当該年度の所定の時期までに浄化槽設置整備事業費補助金交付予約申込書（様式第2号）を提出させることができる。

（交付の決定及び通知書類）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した者に対しては、浄化槽設置整備事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金交付申請の内容を変更する場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、浄化槽設置整備事業変更等（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定年月日から10日以内又は12月20日のいずれか早い日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 補助対象者は、当該補助事業の属する年度に7年を加えた年度の末までに補助対象浄化槽を廃止しようとするときは、第1項に準じた承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内（前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1箇月以内）又は当該年度2月末日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（浄化槽保守点検業者にあつては、担当の浄化槽管理士（昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、厚生大臣の指定した「小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会」を受講した者に限る。）を明らかに

- する書類を添付すること。) (補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類を添付すること。)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書 (市において受付印を押して写しをとった後、指定検査機関に送付する。)
- (3) 浄化槽本体とその設置に係る工事費の出来高明細及び支払金領収書の写し
- (4) 次の浄化槽設置工事写真一式 (衛浄第8号通知の別紙の1による。)
- ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事費の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ その他別に定める写真
- (5) 平成元年2月8日付け衛浄第8号通知の別紙の別表チェックリスト (当該工事担当浄化槽設備士 (昭和62年度以前の当該資格取得者) については、国土交通大臣及び厚生労働大臣が指定した「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」を受講した者に限る。) が署名捺印し自ら工事の確認を行ったことを証するもの。)
- (6) 浄化槽設置配管完了図
- ア 浄化槽本体
 - イ 流入、放流管渠の配管及び弁の位置
 - ウ 敷地及び住宅の間取り図
- (7) 生コンクリートの納品の写し
- (8) その他市長が定める書類
- (交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書 (様式第7号) により、速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書 (様式第8号) による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合又は次の各号いずれかに該当する場合は、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 設置後の法廷検査、保守点検、清掃等を怠ったとき。
- (2) 第8条第3項に該当するとき。ただし、天災等の不可抗力及び自己の責任によらない場合を除く。
- (3) 第15条に違反したとき。

(現場確認等)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、あらかじめ指定した検査職員に命じ、補助対象浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認させるものとする。

- 2 補助対象者、当該工事を担当する浄化槽設備士等、検査職員から要請があった者、前項の現場確認に立ち会わなければならない。
- 3 市長又は検査職員は、補助事業の適正な実施の観点から、補助対象者及び関係業者に対し、補助事業又は該当浄化槽の状況について、改善、報告等を求めることができる。
- 4 補助対象者及び関係業者は、前項の要求があったときは、それに従わなければならない。

(譲渡等の届出)

第15条 補助対象者は、補助対象浄化槽を他の人に譲渡等をしたときは、その相手人に関係書類の引継ぎ及び浄化槽管理の説明を実施するとともに、1箇月以内に市長に補助対象浄化槽譲渡等届出書（様式第9号）を提出しなければならない。

- 2 前項の譲渡等を受けた者は、この告示及び関係法令上の地位を継承するものとする。
- 3 第1項の譲渡等を受けた者は、厚生労働省関係浄化槽法施行規則第36条第3項の規定により、1箇月以内に所轄保健所長に浄化槽管理者変更報告書（高知県浄化槽事務取扱要領様式第9号）を提出しなければならない。
- 4 補助対象浄化槽を相続した者については、前3項を準用する。

(補則)

第16条 市長は、補助金交付目的の成就等の観点から、次のことを定めることができる。

- (1) 補助対象浄化槽の浄化性能、耐久性等を確保するために、設置工事基準その他を別に定める。

(2) 浄化槽設置後の保守点検及び清掃並びに法定検査の状況等について、設置者から報告を求めることができる。

2 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 人槽区分	2 限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

香美市長 様

〒 -
住 所
申請者 氏 名
電 話

香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所の地名番地		
2 交付申請金額	金 円	
3 建築物所有者名	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ 人）	
4 浄化槽敷地所有者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ 人）	
5 浄化槽人槽規模	人槽	
6 着工及び事業完了 年 月 日	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
同 意 書		
香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第4条第2項第6号の要件を満たしていることを証するため、私の香美市税等の収納状況を調査することに同意します。		
氏名 _____ 印（ _____ 年 月 日生）		

（添付書類）

- 1 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- 2 浄化槽工事費見積明細書
- 3 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- 4 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理表C表
- 5 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- 6 浄化槽工事請負契約書の写し
- 7 対象家屋を借りている者は、賃借人の承諾書
- 8 浄化槽工事業の登録通知の写し又は特例工事業の届出書及び浄化槽整備士の免状の写し（昭和62年度以前の当該資格取得者あつては、建設大臣及び厚生大臣の指定した「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」の修了証書の写し）
- 9 その他、市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

香美市長 様

〒

住 所

申込者 氏 名

電 話

浄化槽設置整備事業費補助金交付予約申込書

私は、 年度に香美市浄化槽設置整備事業費補助金の交付を受けたく、下記事項の厳守を確約のうえ、予約の申込みをいたします。

なお、下記事項を守らなかった場合は、この補助金の交付を受けません。

記

1 私は、 年 月 日から翌年2月末日までの間に、必ず補助対象の浄化槽を設置します。現在のところ、その予定は次のとおりです。

設 置 場 所		設 置 予 定 時	年 月
建 物 の 用 途	住 宅	延 べ 床 面 積	m ²
施 行 予 定 内 容	新 築 ・ 改 築 ・ 増 築 ・ ト イ レ 改 造 の み	浄 化 槽 規 模	人 槽

2 上記1の事項に反した場合、又はこの申込書の提出日から3箇月以内に浄化槽の設置に関する手続きをしない場合は、申込によって受けた権利を一切放棄し、他人には譲渡しません。

3 この浄化槽の設置にあたっては、浄化槽法、高知県浄化槽指導要綱、関係要領等、関係法令の規定を遵守します。

4 この補助金の交付を受けるにあたっては、香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定を遵守します。

5 この申込によって、市長が浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書の提出に関して行った決定には、異議なく従います。

申請者 様

浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金について、下記により交付します。

年 月 日

香美市長

記

I 交付金額 金 円

II 交付条件等

1 事業完了期限等

補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 承認事項等

(1) 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき

(2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、月 日までに、その理由、その他必要な事項を市長に報告して、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

市長の要請があったときには、補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、直ちに市長に報告しなければならない。

また、要請を受けたときは、担当検査職員が行う浄化槽設置工事現場の確認に立ち会うこと。

4 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事務完了後1箇月以内(第8条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1箇月以内)又は当該年度2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(浄化槽保守点検業者にあつては、担当の浄化槽管理士を明らかにする書類を添付)(補助対象者が自ら当該浄化槽

の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)

- (2) 浄化槽法定検査依頼書
- (3) 浄化槽本体とその設置に係る工事費の出来高明細書及び支払金領収書の写し
- (4) 次の浄化槽設置写真一式
 - ① 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - ② 基礎工事の状況を示す写真
 - ③ 据付工事の状況を示す写真
 - ④ かさ上げの状況を示す写真
 - ⑤ その他別に定める写真
- (5) 平成元年2月8日付け衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知の別紙の別表チェックリスト(当該工事担当浄化槽設備士が署名捺印し自ら工事の確認を行ったことを証するもの)
- (6) 浄化槽設置配管完了図
- (7) 生コンクリートの納品書の写し
- (8) その他市長が定める書類

5 補助金の確定等

市長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、通知するものとする。

6 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、補助対象者からの請求書の提出により、速やかにその全額を交付するものとする。

7 法令の遵守

この浄化槽の設置にあたっては、浄化槽法、高知県浄化槽指導要綱・関係要領等、関係法令の規定を遵守しなければならない。

特に、浄化槽設置後の保守点検及び清掃並びに法定水質検査については、法令で定める回数を確保し、水質の保全に努めなければならない。

8 譲渡等の届出

この浄化槽の設置後、当該浄化槽を他の人に譲渡等を行った場合は、その相手人に関係書類の引継及び浄化槽管理の説明を実施するとともに、1箇月以内に市長に譲渡等届出書を提出しなければならない。

様式第4号(第7条関係)

第 号

申請者 様

浄化槽設置整備事業費補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業費補助金については、下記の理由により不交付とします。

年 月 日

香美市長



記

【理由】

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香美市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、香美市を被告として(訴訟において香美市を代表する者は香美市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

香美市長 様

〒

住 所

補助対象者 氏 名

電 話

浄化槽設置整備事業変更等(廃止)承認申請書

年 月 日付け第 号で、補助金交付の決定を受けた浄化槽設置整備事業費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、変更等(廃止)の承認を申請します。

記

1 変更等の事項

(1) 補助金交付申請内容の変更

変更の具体的内容

(2) 補助事業の中止(浄化槽の設置を中止する。)

(3) 補助事業の廃止(浄化槽は設置するが、補助事業は止める。)

(4) 補助対象浄化槽の廃止(補助金受領後7年度以内に当該浄化槽を廃止する。)

(備考) 該当しない事項を二重線で抹消すること。

2 理由

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

香美市長 様

〒

住所

補助対象者

氏名

浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け第 号で、補助金交付の決定を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円
2 事業完了年月日 年 月 日

(添付書類)

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(浄化槽保守点検業者にあっては、担当の浄化槽管理士を明らかにする書類を添付)(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書
- (3) 浄化槽本体とその設置に係る工事費の出来高明細書及び支払金領収書の写し
- (4) 次の浄化槽設置工事写真一式
 - ① 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - ② 基礎工事の状況を示す写真
 - ③ 据付工事の状況を示す写真
 - ④ かさ上げの状況を示す写真
 - ⑤ その他別に定める写真
- (5) 平成元年2月8日付け衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知の別紙の別表チェックリスト(当該工事担当浄化槽設備士が署名捺印し自ら工事の確認を行ったことを証するもの)
- (6) 浄化槽設置配管完了図(ア 浄化槽本体 イ 流入、放流管渠の配管及び弁の位置 ウ 敷地及び住宅の間取り図)
- (7) 生コンクリートの納品書の写し
- (8) その他市長が定める書類

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

香美市長

浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので、香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

金 円

様式第8号(第11条関係)

浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書

請求金額 金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け第 号で、交付額の確定のあった浄化槽設置整備事業費補助金を、香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

香美市長 様

〒
住 所
補助対象者 氏 名 ⑩
電 話

(付記)

上記の請求金額は、次の銀行等の口座に振り込んでください。

1 口座の名義(ふりがな)	()	
2 銀行等の名称及び支店名	銀行・農協	支店
3 口座の種類及び番号	普通・当座	No.

様式第9号(第15条関係)

年 月 日

香美市長 様

補助対象者 住所
(又は相続人) 氏名
電話

補助対象浄化槽譲渡等届出書

香美市から補助金の交付を受けた浄化槽を譲渡等しましたので、香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助金の交付	年度	金	円	人槽
補助金の対象者	氏名		設置場所	
譲渡等の時期	年 月 日	引継説明		年 月 日
譲渡等の理由	譲渡(無償・有償)・販売・相続・その他()			
譲渡等の相手	氏名		住所	

【相続の場合は、以下を除く】

上記のとおり譲渡を受け、法令上の義務等を継承したことに相違ありません。

継承者 住所
氏名
電話

